

議案第 2 0 号

佐倉市景観条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第        号

佐倉市景観条例の一部を改正する条例

佐倉市景観条例（平成２９年佐倉市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「同条第７項各号」を「同条第８項各号」に改める。

第４条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

附則第２項の前の見出し及び同項を削る。

附則第３項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項を附則第２項とし、附則第４項を附則第３項とする。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- ２ 平成３０年７月１日から同年８月３１日までの間に着手し、この条例による改正前の佐倉市景観条例附則第２項の規定の適用を受けた行為については、なお従前の例による。